

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施期間

平成 18 年 4 月 25 日から平成 18 年 5 月 25 日まで

3 措置を講じた部課等

都市整備部（公園緑地課）

4 措置通知年月日

平成 19 年 2 月 9 日

5 措置を講じた内容

(1) 指摘事項

千亀利公園の売店については、すでに使用権が消滅し店舗その他の設備が撤去されているにもかかわらず、使用開始時に市が相手方から受けた保証金が返還されていなかった。

(2) 措置内容

本市預かりの保証金（3 千円）を返還すべき者の確認を行い、当該者の返還請求により、平成 19 年 2 月 9 日保証金を返還処理した。